

# 公益社団法人アジア協会アジア友の会 役員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人アジア協会アジア友の会（以下、「本法人」という。）の役員の報酬等に関する事項を定めたものである。

## (役員の種類)

第2条 役員とは、本法人の社員総会の決議によって選任された理事及び監事をいう。  
2 役員待遇の相談役、顧問、嘱託等については、この規程を準用する。

## (報酬等の範囲)

第3条 役員の報酬等とは、本法人が役員に対し、理事または監事としての業務執行の対価として支払うものをいう。

## (報酬等の基準)

第4条 役員の報酬等は、本法人の社員総会において決議された報酬総額の範囲内で、次に掲げる区分によりこれを定める。

### (1) 理事

- 会長 支給しない
- 理事長 支給しない
- 副会長 支給しない
- 専務理事 支給しない
- 常任理事 支給しない
- その他の理事 支給しない

### (2) 監事 支給しない

## (規程の変更)

第5条 この規程を変更する場合には、本法人の理事会の決議を経なければならない。ただし、監事の報酬に関する変更については、監事の協議によるものとする。

## 附則

### (施行期日)

この規程は、一般法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。